

安心・安全なまちづくり対策  
特別委員会説明資料

客引き行為等の禁止等に関する条例  
(仮称) の検討状況について

平成29年11月20日提出

# 目 次

	頁
1 客引き行為等の現状 .....	1
2 条例制定の必要性 .....	5
3 検討状況 .....	5
4 他都市の状況 .....	11
5 今後のスケジュール .....	11

# 1 客引き行為等の現状

## (1) 客引き行為等の定義

区 分	内 容
客引き行為	通行人等不特定の者の中から相手方を特定して、客とするために誘う行為
勧誘行為	通行人等不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事する者となるよう誘う行為
客待ち行為	客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為
勧誘待ち行為	勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

## (2) 要望等

<p>○現行法令で規制されていない居酒屋等の客引き行為等を規制する条例制定を求める要望書</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平成27年12月 中村区複数店舗によるもの</li><li>・平成28年 6月 中区地域団体及び商業団体等によるもの</li></ul> <p>○条例内容検討要請に係る署名</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平成29年 9月 客引き事業者で組織する団体によるもの</li></ul>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注 現行法令とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（愛知県）をいう

(3) 調査結果

ア ヒアリング調査

(ア) 地域団体及び商業団体に対するヒアリング

区 分	内 容
時期	平成29年5月15日（月）～8月2日（水）
団体数	16団体
主な意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・客引き行為等を行う者がいる状態では、まちの活性化や安心・安全につながらないし、イメージが下がったらどうにもならない</li><li>・地域においてまちづくりを進めるにあたり、客引き行為等を行う者がいるとまちの治安悪化につながる</li><li>・客引き行為等を行う者は、横断歩道上でも声をかけており、声をかけられた自転車の運転者が転倒しそうになる等、まちの安心・安全の面で支障が生じている</li><li>・条例が制定されれば後ろ盾になるので、客引き行為等のパトロール活動ができる</li><li>・観光客向けに公平な案内所があるとよい</li></ul>

注 16団体のうち、5団体は意見なし

(イ) 客引き事業者に対するヒアリング

区 分	内 容
時期	平成29年7月24日（月）
事業者数	6事業者
主な意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・トラブルや実害がない中で条例を制定する大義がなく、話し合いで解決できる</li><li>・不快と思う人が大多数なら利用者は減少するはずだが、右肩上がりで伸びている</li><li>・路地ビルに店を構える店舗にとって客引きは非常に有効な手段であり、売上が名古屋で消費される事により地域経済の活性化に貢献している</li><li>・外食産業でのアルバイトは、若者の雇用の受け皿になっており、若者の雇用の創出にも貢献している</li><li>・客引き事業を許認可制とし、ユニフォーム着用をする等一定のルールを定めるべき</li></ul>

イ 実態把握調査

区分	平成28年度		平成29年度
時期	7月～8月の金曜日	12月16日(金)、 17日(土)	5月26日(金)、 28日(日)
場所	栄駅・名古屋駅・金山駅周辺 他	栄駅・名古屋駅・金山駅周辺	
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員による調査</li> <li>・目視により居酒屋・カラオケ店の客引き行為者数を把握</li> <li>・19時からの1時間以内の状況について調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託による調査</li> <li>・目視により業種を問わず客引き行為者数を把握</li> <li>・19時、20時、21時、22時、23時のそれぞれ30分以内の状況について調査（28年度は22時まで）</li> </ul>	
主な調査結果	居酒屋・カラオケ店の客引き行為者数  <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄駅周辺 56人</li> <li>・名古屋駅周辺 78人</li> <li>・金山駅周辺 28人</li> <li>・その他 5人</li> </ul>	居酒屋・カラオケ店の客引き行為者数の平均値  <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄駅周辺 67人</li> <li>・名古屋駅周辺 103人</li> <li>・金山駅周辺 23人</li> </ul>	居酒屋・カラオケ店の客引き行為者数の平均値  <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄駅周辺 52人</li> <li>・名古屋駅周辺 63人</li> <li>・金山駅周辺 13人</li> </ul>

注 平均値とは、両日の19時、20時、21時、22時、23時（28年度は22時まで）のそれぞれから30分以内に調査した客引き行為者数を平均したもの

ウ 意識調査

(7) 調査の概要

区 分	ネット モニター アンケート	来街者 アンケート	事業者 アンケート	市政 アンケート
時期	平成28年度	平成29年度		
	1月13日(金) ～ 1月23日(月)	5月26日(金) 5月27日(土)	7月3日(月) ～ 7月14日(金)	7月4日(火) ～ 7月18日(火)
対象者	18歳以上の 公募市民500 人のうち回答 者410人(回 収率82.0%)	栄駅、名古屋 駅、金山駅周 辺の来街者 200人	栄駅、名古屋 駅、金山駅周 辺の飲食店等 1,000店舗の うち回答店舗 178(回収率 17.8%)	18歳以上の 市民2,000人 のうち回答者 867人(回収 率43.4%)
調査方 法	インターネット	街頭での聴き 取り	郵送法	郵送法

(1) 主な調査結果

a 客引き行為等に対する印象

区 分	好ましい	好ましくない
来街者アンケート	4.7%	64.0%
事業者アンケート	2.8%	89.4%
市政アンケート	3.0%	90.4%

b 客引き行為等に対する規制が必要だと思うか

区 分	思う	思わない
ネットモニターアンケート	82.2%	8.1%
来街者アンケート	42.7%	22.7%
事業者アンケート	72.5%	13.0%
市政アンケート	71.3%	17.5%

## 2 条例制定の必要性

- ・市内の繁華街における居酒屋やカラオケ店等の客引き行為等により、安心してまちを歩きにくい、通行の邪魔である、名古屋のイメージが悪くなるなど、市民等にとって安心・安全で快適なまちづくりの面で問題が生じている
- ・客引き行為等への制限は、事業者の営業活動を制限しかねない面もあるが、市民等にとって公共の場所を安心・安全に通行し、快適に利用することができ、魅力と活力あるまちとなるよう条例によるルールづくりが必要である

## 3 検討状況

### (1) 検討経過

時 期	内 容
平成28年 7月～8月	職員による実態把握調査の実施
12月	委託による実態把握調査の実施
平成29年 1月	ネットモニターアンケートの実施
5月	地域団体及び商業団体に対するヒアリング（～8月）、委託による実態把握調査、来街者アンケートの実施
6月	第1回検討懇談会 現状と課題等、対応策について など
7月	事業者アンケート、市政アンケート、客引き事業者に対するヒアリングの実施
8月	第2回検討懇談会 条例骨子（案）など
10月	第3回検討懇談会 条例（案）など

(2) 検討懇談会の構成員

氏 名	所 属 ・ 役 職
豊島 明子	南山大学大学院法務研究科 教授
小木 紀親	東京経済大学経営学部 教授
加島 光	加島法律事務所 弁護士
社本 謙	名古屋市商店街振興組合連合会 専務理事兼事務局長
後藤 弘康	中村区区政協力委員協議会 議長
川口 浅朗	中区区政協力委員協議会 議長



(3) 検討懇談会での主な意見

区 分		内 容
客引き行為等の現状		<ul style="list-style-type: none"> <li>・客引き行為等を知らない人にとって、行為者の人数、通行人を誘う様子などの状況は驚くような光景</li> <li>・客引き行為等を迷惑に感じている人は、客引き行為等を行う者がいる道を避けて通ることになる</li> </ul>
条例制定の必要性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・通行の邪魔など、様々な問題があり、条例によるルールづくりが必要</li> <li>・新たな規制となることに鑑みて、制度設計上のきめ細かな配慮をした規定を考える必要がある</li> </ul>
条 例	目的・責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが安心して飲食、観光、営業ができることを目的とすべき</li> <li>・条例制定の経緯、対象行為の定義、対象区域の指定要件など、しっかりと周知することが重要</li> </ul>
	対象行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の運用を考えると、現行法令の規制対象となる客引き行為等も条例の対象行為に含めた方がよい</li> <li>・営業活動の自由との調和を図るため、不特定の方へのチラシ配布や声かけは対象行為から除外すべき</li> </ul>
	対象区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秩序が保てない、安心して歩けないなどの状況がある場合に、地域団体や商業団体の要望が禁止区域の指定の際に反映される仕組み作りが必要</li> <li>・区域指定は、判断過程の適正さを確保するため、対立的な利害関係者の意見を聴取し行われるべき</li> </ul>
	措置・罰則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行法令の規制対象行為は、指導まで行う形にとどめ、現行法令に基づく措置に委ねることにより、現行法令による規制との重複を避けることが望ましい</li> <li>・現行法令の規制対象行為を除き、条例の対象行為は、指導から順番に粘り強い姿勢で進めていくのがよい</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は総合的な視野に立って、まちに魅力や活力を与えることも必要</li> <li>・事業者には、飲食店等の情報を求める人に対して、情報発信拠点を整備して案内するなど、安心かつ快適なまちづくりへ配慮した営業を行ってほしい</li> </ul>

#### (4) 検討内容

##### ア 目的

市民、事業者等が、市と協働して誰もが安心して通行し、利用することができる快適な都市環境を形成するため、公共の場所における客引き行為等の禁止等に関し、必要な事項を定めることにより、魅力と活力のある安心・安全で快適なまちづくりに寄与すること

##### イ 責務

区分	内容
本市	<ul style="list-style-type: none"><li>・意識啓発等必要な施策の推進</li><li>・関係機関、関係団体との連携及び協力</li><li>・市民及び事業者等からの苦情・意見の適切な処理</li></ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・市が実施する施策への協力</li></ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共の場所において客引き行為等を行い、又は行わせることがないよう努める</li><li>・市が実施する施策への協力</li></ul>

##### ウ 対象行為

客引き行為、勧誘行為、客待ち行為、勧誘待ち行為

##### エ 対象区域

区分	内容
市内全域	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共の場所において客引き行為等を行い、又は行わせることがないよう努める（努力義務）</li></ul>
客引き行為等対策重点区域	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民協働による取組みを重点的に推進する必要がある区域について、あらかじめ学識経験者等の意見を聴いた上で指定することができる</li><li>・公共の場所において客引き行為等を行い、又は行わせることがないよう努める（努力義務）</li></ul>
客引き行為等禁止区域	<ul style="list-style-type: none"><li>・客引き行為等を禁止する必要がある区域について、あらかじめ学識経験者等の意見を聴いた上で指定することができる</li><li>・何人も客引き行為等を行い、又は行わせてはならない（義務）</li></ul>

注 区域指定にあたっては、住民等からの要望書の提出、客引き行為者数、及び地域における自主的な取組みの状況を考慮するものとする

## オ 措置

区 分	内 容
指導	客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせている者に対し、当該行為を中止するよう指導することができる
勧告	指導を受けた者が更に当該指導に係る行為をしたときは、当該行為を中止するよう勧告することができる
命令	勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る行為をしたときは、当該行為を中止するよう命令することができる
公表	<p>命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に違反したときは、以下の事項を公表することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 命令を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、代表者の氏名、主たる事業所の名称及び所在地）</li> <li>・ 命令を受けた者の営む店舗の名称及び所在地</li> <li>・ 命令の内容</li> <li>・ 上記の他、当該命令に違反した者を特定するために必要な事項</li> </ul>
	<p>調査を受ける者が正当な理由なくこれを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、以下の事項を公表することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査を受ける者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、代表者の氏名、主たる事業所の名称及び所在地）</li> <li>・ 当該調査に係る店舗、その他の施設の名称及び所在地</li> <li>・ 上記の他、当該調査を受ける者を特定するために必要な事項</li> </ul>

## カ 調査

<p>次の調査をすることができる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 客引き行為等を行い、又は行わせている者に対する必要な調査</li> <li>・ 客引き行為等を行い、又は行わせている者の事務所等に立ち入って行う必要な調査</li> </ul>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## キ 罰則

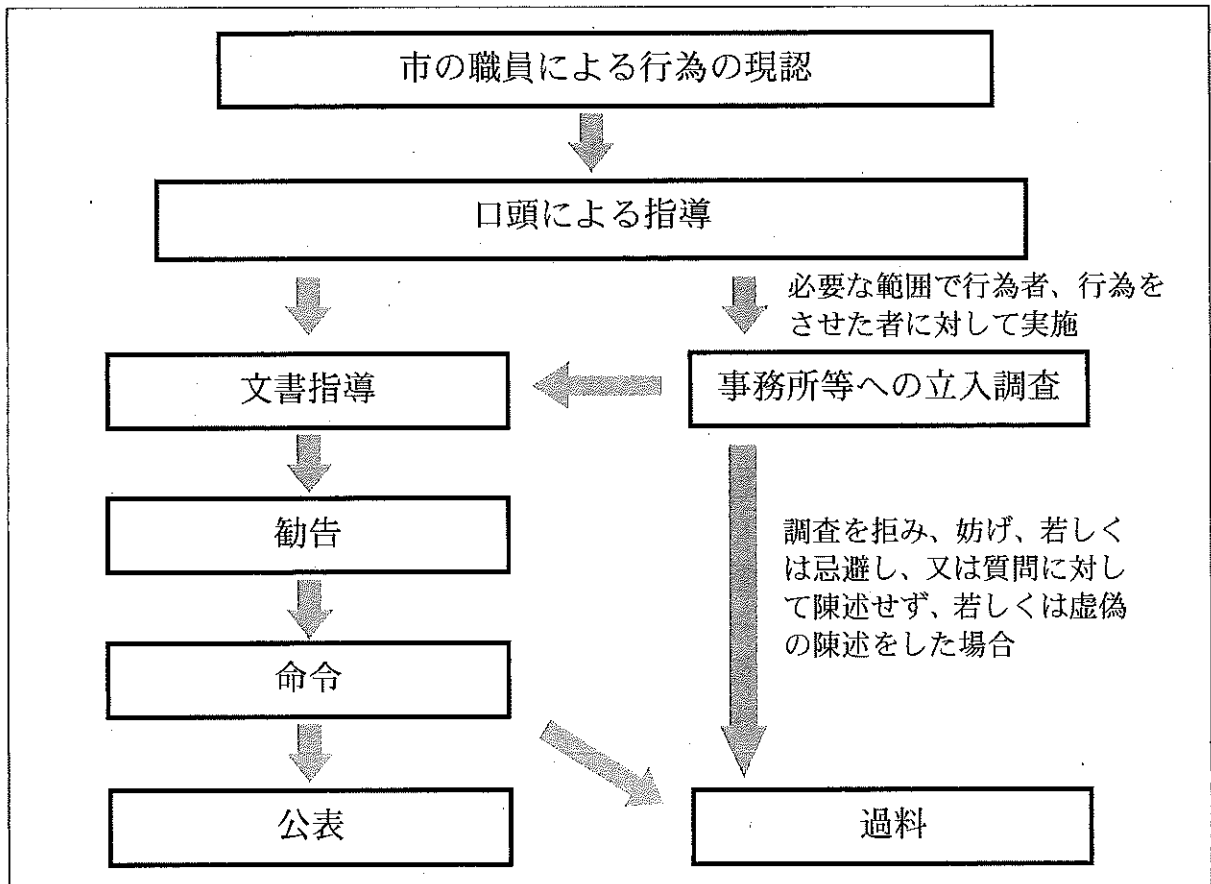
次の場合に罰則（過料）を科す

- ・ 命令に違反した場合
- ・ 調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした場合

## ク 両罰規定

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、当該法人又は人の業務に関して過料に係る行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して過料を科する

### (参考) 措置等にかかる基本的な流れ



注 現行法令で規制されている行為については、指導まで行い、必要な情報を関係機関等へ提供することとする

#### 4 他都市の状況

都 市	条 例 名
大阪市	大阪市客引き行為等の適正化に関する条例 (平成26年6月1日施行)
京都市	京都市客引き行為等の禁止等に関する条例 (平成27年4月1日施行)
川崎市	川崎市客引き行為等の防止に関する条例 (平成28年4月1日施行)

#### 5 今後のスケジュール

平成29年11月～12月	パブリックコメントの実施
平成30年 2月	条例案提出

